

令和4年度 放課後児童クラブ（学童保育）における休会の取扱いについて（通知）

みだしの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、休会要件を下記のとおり緩和しますので、お知らせいたします。

記

1. 休会の上限回数について

- ・通常の休会（コロナ関連以外）については、年度内に2回（2か月）までといたします。
- ・ただし、下記の場合の休会については、新型コロナウイルス感染症に関連した休会として特例措置とし、上記回数に含みません。

- ① 兵庫県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、新型コロナウイルス感染症対策のため自粛要請にかかる命令等が発令されている期間中、感染拡大防止のため、利用自粛する場合。
(例) 緊急事態宣言の発令期間：1月13日～2月28日⇒1月・2月は特例措置の対象
- ② 新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者・健康観察者に保健所より指定された事等を理由に利用自粛する場合。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤抑制等により、一時的に家庭で児童を見守る事が可能となった場合。

2. コロナに関連する休会の対象範囲について（月途中からの休会）

- ・コロナ関連の休会（上記①～③）の場合にかぎり、月途中からであっても、連続して1か月間利用しない場合は休会特例の対象といたします。
- ・利用料減額となる対象月：休会期間の後半の月（※3月のみ当月）
(例) 8月18日～9月17日の休会の場合は9月分の利用料を無料とする。

3. 提出期限

- ・休会届は、休会される月の前月末までに各施設へ提出するよう期限を厳守ください。
※月途中からの休会の場合は前半月の月末になります。
※**提出期限を超過して提出された場合は、休会が認められない場合がございます。**

4. 留意点

- ・休会が適用された月は、利用料は発生しません。ただし、休会手続きの完了が月の中旬（15日頃）以降になると、一旦引き落としが行われ、後日還付になります。
 - ・該当期間に1日でも利用がある場合は利用料が発生します。
 - ・緊急事態宣言期間中も学童保育は通常通り開所しており利用ができますので、休会制度の積極的な活用を推奨するものではありません。
 - ・月途中からの休会の場合は、必ず休会届に休会期間・理由の記入をお願いいたします。
- ※ご不明な点等、詳細につきましては各施設にお問合せください。